

行政処分と適正手続——成田新法事件（最大判1992年7月1日民集46巻5号1425頁）

南野, 森

<https://hdl.handle.net/2324/25627>

出版情報 : 2012-08
バージョン :
権利関係 :

行政処分と適正手続……成田新法事件

144 最大判平成4・7・1民集四六卷五号一四二五頁

関連条文 憲法三一条 成田新法三一条一項

憲法三一条は、行政手続にも適用があるか。

事実

成田新法（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法）三一条一項に基づき運輸大臣がなした工作物使用禁止命令が違憲であるとして、その取消等が求められた。

裁判所の見解

①「憲法三一条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。」②「しかしながら、同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは」制限される権利利益の内容、性質、制限の程度、達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を「総合較量して決定されるべき」であり、「常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではない。」行政手続の適正が憲法上の要請であることについては、**解説** は学説にほぼ争いはないが、その根拠については、憲法三一条に求めるもの、一三一条に求めるもの、あるいは憲法が当然に予定しているところの法治国原理に求めるものなど、

一致をみない。本判決についても、これを「限定つきで三一条の行政手続への適用ないし準用を真正面から認めた」と評価する学説（芦部二三七頁）もあれば、「行政手続に憲法三一条の適用があるか否か」についての「一般的な見解を明示するのを避け」「行政手続に同条が適用ないし準用される場合であってもという仮定の下に、その場合でも常に事前手続が必要とされるものでないことを示した」とする解説もある（千葉勝美「判解」ジュリー〇〇九号三八頁）。行政手続の適正の憲法上の根拠として、本判決に付された園部裁判官の意見が法治国原理、可部裁判官の意見が三一条をそれぞれ挙げているのに対して、多数意見は「どちらかというところの争点をサイド・ステップして、直截な憲法論を語るところがなかった」（奥平康弘「手続的デュー・プロセス保障のもつ意味」法時六五卷六号四二頁）と評価できよう。

その後の最高裁判例は、右の①の部分述べずに②の部分に相当する内容を繰り返すものが多く、少なくとも①の前段、すなわち憲法三一条が直接には刑事手続に関するものであるという断定を避ける傾向にあると言える。しかし、結論的には、いずれの判決も②の部分に相当する総合的な較量により簡単に憲法三一条違反の主張を退けている（以上につき、新基本法コメ二五三頁〔南野森〕、争点八八頁〔南野森〕を参照）。

▼**評釈**——宮地基・百選Ⅱ四、木佐茂男・行百Ⅰ四